

報告書「わかりやすい表示方法について」への主な意見と考え方(案)

資料1

整理	提案1	表示様式の弾力化	
	提案2	表示位置、重複事項の省略	
Nº	分類	主な意見	考え方(案)
1	表示様式の弾力化	提案1, 2に示された表示様式の弾力化におおむね賛成。(21件)	提案1, 2については、おおむね報告書記載のとおりとする。
2		現在の表示様式に慣れており、記載場所の変更を認めるのは混乱するのではないか。(3件)	表示様式の弾力化により、従来の表示よりわかりにくくなることはないよう、Q & A等で周知徹底する。
3		商品の様々な面にバラバラに表示されることがないように十分留意してほしい。(3件)	
4	電話番号	消費者が問い合わせするための電話番号やメールアドレスを記載すべき。(10件)	表示様式の弾力化に伴い、空いたスペースを電話番号等問い合わせ先の記載に活用することを奨励する。
5		電話番号記載の義務化は悪質な利用のおそれがあり反対。(1件)	
6	名称	名称の省略の是非については慎重に判断してほしい。(2件)	どのような名称が一般的名称として認められるかについて、食衛法との整合も考慮しながらQ & Aで明確化する。
7		個別品質表示基準のある品目についても、名称の省略を認めてほしい。(3件)	個別品質表示基準のある品目については、個別品質表示基準見直しの際に省略の是非について検討する。
8		個別品質表示基準のない醤油加工品について、一括表示の名称を省略すると商品名を見て「しょうゆ」と誤認させるおそれがある。(1件)	
9	内容量	内容量は他の商品と比較しやすいよう、一括表示への記載が望ましい。(1件)	内容量がわかりにくい場所に記載されないよう、Q & Aを通じて周知徹底する。

10	賞味期限	記載箇所が不明確な商品があるため、記載箇所を特定し明確に記載すべき。(2件)	記載箇所を特定し明確に記載するよう、Q & Aを通じて、改めて周知徹底する。
11		期限表示は一括表示内に記載すべき。(3件)	
12	製造者等	製造者等については、商品の表示に関する責任者を正しく表示してほしい。(1件)	「製造者」や「加工者」に関する表示については、その記載方法について食品衛生法等との整合性を図りながら明確化する予定である。
13		「製造者」「販売者」「輸入者」の使い分けを弾力化してほしい。(2件)	
14		食衛法とJAS法の整合を図ってほしい。(1件)	

提案3		特色ある原材料表示の充実	
分類		主な意見	考え方(案)
15	特色ある原材料の範囲拡大の是非	強調表示されている原材料については、原則として使用割合表示の義務付けが必要であり、提案3に賛成。(5件)	提案3について、おおむね報告書記載のとおりとする。
16		特色ある原材料の範囲が明確でないため、拡大に反対。(3件)	
17	特色ある原材料の範囲の明確化	特色ある原材料の範囲を明確化してほしい。(8件)	特色ある原材料に該当するか否かの考え方について、個別商品の事例をもとにQ & Aで明確化する。

提案 4		弁当の原材料表示見直し
分類	主な意見	考え方 (案)
18	弁当の原材料表示の見直し	見てわからないおかずについては記載することとする。この際、重量順にかかわらず弾力的に記載する方法を検討しQ & Aで明示する。 弁当の原材料表示については、提案4に示した「おかず」表示、主な原材料以外の原材料を「その他」とまとめる表示を認めることとし、その旨Q & Aで明確化する。 ただし、表示はシンプルな方が望ましい一方で、食物アレルギー患者に対してはアレルギーに関する情報を適切に伝えなければならないと考えている。このため、わかりやすい位置にアレルギーに関する情報を表示することに加えて、裏面等を利用しておかずごとにアレルギー物質の有無を示すような方策も活用するなど、個別原材料に含まれるアレルギー物質に関する情報提供の方法については、今後、各事業者の創意工夫によって適切な情報提供の方法が模索されることを期待する。
19	外見から確認可能な原材料表示は簡素化し、健康被害防止のために必要なアレルギー表示を正確に表示すべき。(10件)	
20	簡素化により、どのおかずにアレルギー物質がどのような形でどの程度使われているかわからなくなるので反対。(6件)	
21	アレルギーの個別表示	
22	個々の原材料に含まれるアレルギー物質を個別に表示する「個別表示」とすべき。(11件)	
23	個別表示は表示漏れ、間違いの確率が高まり、情報提供がしにくいいため反対。(2件)	
24	アレルギー物質の表示方法	
25	アレルギー表示は、原材料名欄でなく専用欄を設け記載すべき。(5件)	
26	表面は一般向け、裏面に詳細なアレルギー表示を。(3件)	
	ラベル表示が困難であれば、POPや店頭にレシピを備え付けてはどうか。(2件)	
	2次元バーコード等による情報提供を行ってはどうか。(1件)	

提案5		中間加工原料記載の原則
分類	主な意見	考え方(案)
27	総論	提案5について、おおむね報告書記載のとおりとする。 「個々の原材料にばらして合算して記載した方が合理的と判断される場合」(分割表記)の考え方については、さまざまな製品の実例をもとにQ&Aで明確化する。
28	提案5を支持する。(3件)	
29	輸入加工原料に消費者は不安を持っており、中間加工原料をきちんと表示することは望ましい。(2件)	
30	中間加工原料で一般的名称でない場合、主要原材料のみに限定すべき。括弧書記載はスペース上の問題がある。(2件) 同一商品でも使用原料の状態が工場によって異なる等、分割表記した方が合理的な場合もある。(5件)	

提案6		同種の原材料をまとめた表示
分類	主な意見	考え方(案)
31	総論	提案6については、報告書記載のとおりとし、Q&Aで明確化する。 まとめるべきか否かについては、個別製品の特徴を消費者にわかりやすく、かつ誤認を与えないように示す観点から、各事業者が判断すべきと考える。
32	同種の原材料をまとめた表示のルールをQ&Aで明示してほしい。(4件)	

提案7 原材料の記載順の弾力化		
分類	主な意見	考え方(案)
33	総論	提案7については、おおむね報告書記載のとおりし、Q & Aで明確化する。
34	提案7を支持する。(3件)	
35	記載順のルールを業界で統一すべき。(2件) 重量順の算定方法をガイドライン等で示してほしい。(4件)	

提案8 原材料の記載範囲の明確化		
分類	主な意見	考え方(案)
36	最終製品に影響しない添加物以外の原材料省略	添加物以外の原材料の省略については、提案8のとおりとするが、省略の考え方についてはQ & Aで明確化する。なお、アレルギー物質の表示については、原材料名の省略の有無に関わらず表示が必要。
37	添加物以外の原材料であって、最終製品に影響を及ぼさないものについて記載省略を可能とすることに賛成。(6件) アレルギーの観点から、最終製品に影響を及ぼさないものでも省略せず記載すべき。(2件)	
38	水の記載	水を記載することの是非について、引き続き関係者間での検討が必要。
39	強調表示された水は表示すべきとの考えに賛成。(3件)	
40	一定割合以上添加された水は記載すべき。(1件)	
41	飲料のように水が原材料であることが周知の場合は、水の記載は不要。(3件) 添加した水の記載には反対。(3件)	